

令和6年度 瑞浪市地域総合支援協議会 全体会 会議録

■日 時：令和7年3月6日（木）午後2時00分～午後3時00分

■場 所：瑞浪市保健センター3階 大会議室

■出席者：水野信夫、山内浩康、岩島夕夏、足立健二、柘植知好、富田貴士、野々垣直美
牧野敦生、柴田洋孝、川本ゆかり、酒井由香、中村啓吾（名簿順、敬称略）

■事務局：東濃基幹相談支援センター

寺澤幸枝、木村泰宏

瑞浪市健康福祉部

小木曾昌弘（健康福祉部長）、藤本敏子（健康福祉部次長兼こども家庭課長）、
和田光浩（社会福祉課長）、正木麻子（こども家庭課課長補佐）、鎌原大治（社
会福祉課障がい福祉係長）

■次 第：

1. 開会・あいさつ

健康福祉部長よりあいさつ

2. 自己紹介

3. 座長選出

4. 議題

（1）瑞浪市地域総合支援協議会について…資料1

（2）各専門部会の令和6年度活動報告及び令和7年度活動計画…資料2

（3）障害者相談支援事業等について…資料3

（4）その他

5. 閉会

■内 容：

1. 開会・あいさつ

事務局あいさつ

2. 自己紹介

出席者12名、事務局7名が自己紹介

3. 座長選出

柴田洋孝氏を座長に選出

4. 議題

（1）瑞浪市地域総合支援協議会について

【事務局（市）】

資料1 瑞浪市地域総合支援協議会について、協議会の概要でございます。協議会は、障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会として位置づけ、関係機関が地域課題について情報を共有し、より良い支援体制づくりに向けて意見交換、協議を行う場でございます。

今回の全体会は年1回開催を基本としまして、各専門部会は、必要に応じて年数回、開催

いたします。

次に、協議会の活性化に向けたポイントですが、特に、「②皆の力を結集して、地域全体の支援力を高める」という意識が大変重要になると考えています。当事者、事業者、行政が協働し、少しずつでも前に進むことを目指します。

こういった課題について議論を始めますと、その課題に対する解決策を慌てて導き出そうとしてしまいがちですが、こちらにも記載されているとおり、お互いに過度な負担は求めず、「陳情・要望・交渉の場にはしない」ということがポイントです。

続いて裏面を御覧ください。障害者総合支援法第 89 条の 3 に「協議会を置くように努めなければならない」と定められています。同規定に従い、瑞浪市における要綱にて詳細を定めています。

議題 1 については以上となります。

【座長】

ただいまの事務局の説明について、ご意見やご質問があればお願いします。

無いようですので、次に進みます。

（２）各専門部会の令和 6 年度活動報告及び令和 7 年度活動計画

【座長】

続いて、「議題（２）各専門部会の令和 6 年度活動報告及び令和 7 年度活動計画について」です。各専門部会の代表者様より順に説明をお願いします。

なお、専門部会のご報告に関するご質問等は、4 つの専門部会の報告の終了後に伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

初めに、①就労部会について、よろしくお願いします。

【就労部会 代表者】

資料 2-1 ですが、まず就労部会は年 4 回の会議後、12 月に、市役所における事業所の展示及び販売会の開催を行いました。チームメンバーは A 型が 3 か所、B 型が 3 か所です。

このうち右列に記載の 3 事業所は、ここ数年の間に新しく立ち上げられた事業所で、瑞浪市においては、A 型 B 型共に増えてきているような状況です。

目標は「他業種と連携のあるべき姿を一緒に考えることができる」、活動内容は「他業種と合同で事例検討ができる」としましたが、実際にその活動を行うことが難しかったため、令和 7 年度の活動計画に、その内容を記載しています。

私は A 型事業所ですが、A 型と B 型の違いは「A 型は雇用契約を結ぶ」、「B 型は雇用契約を結ばない」というところで、利用者が受け取る給料が大分変わってきます。働きたい方はやはり給料がたくさんもらえるところを希望されていることが多いですが、実際には今、時給が 1,000 円を超えている状況で、時給に見合った作業を行うことが難しくなっています。

瑞浪市においては事業所が増えていますが、土岐市や多治見市あるいは全国的に、A 型事業所が閉鎖されたり B 型に転換されているところが多くなっています。

就労部会でよく挙がる話は「売上げを上げるためにはどうしたら良いか」や「瑞浪市内に

居住する方が、他市ではなく瑞浪市内の事業所を利用するために、魅力的な事業所になることができるか」ということです。そういったところも、来年度に進めていきたいと考えています。

あと、販売会ですが、今年度は瑞浪市役所で、障害者週間に合わせて行いましたが、来年度は、スーパーのピアゴで、何とか販売できないかと事務局にお願いしています。

あと、A型事業所は、やはり研修を行わなくてはいけないため、就労部会の中で、研修を年に1度は行えたら良いということで、それも継続して行う計画になっています。以上です。

【座長】

ありがとうございました。

続いて②子ども部会について、よろしくお願いします。

【子ども部会 代表者】

具体的な活動としまして、夏休みに学校の先生方に、放課後等デイサービスで過ごす子供の様子を実際に見学していただきました。放課後等デイサービス事業所で、子供たちがどのように過ごしているかを把握していただくとともに、放課後等デイサービスがどのような目的を持って、具体的にどのような活動をしているかを理解していただき、また、子供たちの学校での学習の様子や、具体的な学校での支援について把握できました。

これらの活動を通して、学校と福祉サービス事業所間で、顔の見える関係ができ、共通理解のもと、支援を進めていこうという連携が進んだと思います。

【座長】

ありがとうございました。

続いて③精神障がいネットワーク部会について、よろしくお願いします。

【精神障がいネットワーク部会 代表者】

近年、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けてというところで、設置された部会です。

各市において、「にも包括」についての検討を行っていくための専門部会を設けて活動していますが、瑞浪市においては、こちらの精神障がいネットワーク部会において活動しています。他4市と同様に、「にも包括」の地域包括ケアシステムを構築していくために、いかに活動していくべきかを検討するところから話が始まって、令和5年には相談支援部会で「にも包括」について説明しました。

今年度は、高齢福祉の分野の皆様にもこの包括ケアシステムを紹介し、しっかり連携が図れるようにしたいと思い、実際に情報交換会を行い、瑞浪市の地域包括支援センターの皆様に参加いただきました。課題として、「障がい」から「介護」への移行期のバトンタッチをいかにスムーズに行うかについて、マニュアルを作成して、支援者にマニュアルの内容を熟知していただく計画です。

【座長】

ありがとうございました。

続いて④相談支援部会について、よろしくお願いします。

【相談支援部会 代表者】

土岐市との合同開催で、今年度2回行っています。

1回目のほうは10月で、なかなか対応できていないという現状の話がありまして、その後、事業所に調査を依頼しまして、その結果を踏まえて、2回目に、相談員1人当たり大体どれぐらいの利用者に対応しているか調査しました。人材確保に向けた取組の必要性を、部会として再確認し、今後は、人材確保や人材育成に対応することが課題です。

【座長】

以上で各専門部会からのご報告が終わりました。ご意見やご質問があればお願いします。無いようですので次に進みます。

(3) 障害者相談支援事業等について

【座長】

続いて、「議題3 障害者相談支援事業等について」です。

事務局から説明をお願いします。

【事務局（市）】

今回、この「障害者相談支援事業等について」を議題として挙げましたのは、相談支援の人員不足が大変深刻であるというふうに受け止めているからであります。

相談支援事業所に限らず、その他の障害福祉サービス事業所においても当然、人員不足とは同様であると思われますが、サービスの言わばマネジメントの起点となる相談員の人員不足は、より障がいをお持ちの方に影響が大きいと感じています。

ただし、漠然と「相談員が不足している」と話しては具体的な策も練りにくいので、既存の相談支援の体制について、この表のとおりまとめてみました。

相談支援の体制と一言言っても、この青色、黄色、緑色で示したように分けられます。

一般に相談支援業務といいますと、サービスを利用するためにサービスを組み合わせる、計画作成をイメージされると思います。介護保険制度でいうケアマネジャーのようなものです。

それが障害福祉分野でいうと、この緑色の「計画相談支援」に当たります。この計画相談支援事業の事業所数ですが、記載のとおり2月1日時点で、多治見市に20事業所、土岐市に5事業所、瑞浪市に1事業所、恵那市に5事業所、中津川市に5事業所がございます。このうち瑞浪市の1事業所というものは、本日も御出席頂いております「子ども発達支援センターぽけっと」さんですが、18歳未満の障がい児のみを対象とした相談支援となりますので、瑞浪市には、18歳以上の障がい者を対象とした計画相談支援の事業所は、存在しないわけです。

しかしながらこの東濃圏域の相談支援事業所の多くがですね、東濃圏域をサービス提供区域としていますので、瑞浪市の方は、この近隣の相談支援事業所の相談員に支援を受ける

ことができております。

今、緑色の計画相談支援について説明しましたが、市町村には、青色箇所の相談支援と、黄色箇所の基幹相談支援の実施が課せられています。

まず、青色の「委託相談支援」と表記したのですが、障害者総合支援法に市町村の義務として位置づけられております。業務内容①から⑤があります。①日常生活全般に関する相談、②障害福祉サービス利用についての情報提供、③地域資源の情報提供、④居宅等への訪問によるアセスメント、⑤ケース会議等の開催です。先ほど説明した「計画相談支援」とは異なり、そもそもサービスに結びつけるべきなのかとか、もっともっと幅広い相談支援をするべき場合は、市町村がこの相談支援業務というものを行う必要があります。

ただし、これをより専門的な相談員に担っていただくために、東濃 5 市で共同委託をしています。その委託先というのが、この 6 事業所になります。

陶技学園相談支援センターと相談支援センターリンクが多治見市です。ホーリークロスセンターとはなのき苑相談支援事業所が土岐市、それから恵那たんぽぽ地域生活療育支援センターが恵那市、障害者生活支援センター結が中津川市、以上 6 事業所に委託をしています。

この「計画相談支援」と「委託相談支援」が基本になりますが、ではこの「基幹相談支援」は何かといいますと、同じく障害者総合支援法上で、市町村の努力義務として、設置が課せられています。この「基幹相談支援」も、同様に東濃 5 市で共同委託をしています。唯一、はなの木苑指定相談支援事業所が、今年度から抜けておりますので、全 5 事業所となっています。

業務内容を見ていただきますと、「①総合的・専門的な相談支援 ※複雑かつ困難なケースに対応」とあります。よって、委託相談支援より困難なケースを基幹相談支援センターに対応していただいています。

そのほか、「④権利擁護・虐待の防止」もあります。今年度も数件、そういったケースが発生していますが、基幹相談支援センターと瑞浪市が共同して動いていくということで、基幹相談支援の重要な役割となっています。「⑤東濃 5 市の協議会の支援」は、本日の協議会の支援等です。「⑥運営会議の開催」は、毎月、基幹相談支援センター 5 事業所と東濃 5 市の担当者が瑞浪市役所にて運営会議を開催しており、この会議運営も基幹相談支援センターに中心となって行っていただいています。

以上、相談支援には、これだけの種類があるということを説明させていただきました。この後、より具体的な内容を基幹相談支援センターから報告させていただきます。皆さんお願いします。

【事務局（東濃基幹相談支援センター）】

基幹の活動について、説明しながら報告させていただきます。

東濃基幹相談支援センターは、5 事業所で委託を受けて活動しています。

機能として「①総合的・専門的な相談支援」ですが、市から「こういうケースがあるので

相談したい」とか、「助言者として担当者会議に参加してほしい」ということで、担当者会議等に参加させていただいて、実際に助言等もさせていただいております。

「②地域の相談支援体制の強化の取組み」は、相談支援もかなり人材が不足しているというところで、こういった形で周知していくのか啓発していくのかというところと、なおかつ相談員個々の質を上げていくというところも課題ですので、年 2 回研修会のほうも実施して、最近では令和 6 年 11 月 20 日に、土岐市で相談員向けに研修会を開催しています。30 名以上の参加がありました。

あと、専門部会にも参加して、可能な限りで補助をしています。今後も専門部会が発展し、当事者の方を中心とした専門部会になることを目指しています。

「③地域移行・地域定着の促進の取組み」は、今後、長期入院者や施設入所者の地域移行が進むことを期待しつつ、まだこの体制がしっかりとできておりませんので、5 市と協議中です。

「④権利擁護・虐待の防止」は、会議に参加して助言等を行い、こういった対応が望ましいか等の話に参加しています。

「⑤地域生活支援拠点の取組」は、7 件の緊急保護の実績があり、このうち瑞浪市のケースが 1 件あります。昨年度になりますが、2 人暮らしで重度の知的障がいの方で、「家族が病気で倒れ、重度の知的障がいの方が自宅に取り残された」という事案でした。サービス利用が一切ありませんでしたので、情報もほとんどありませんでした。市と共同して緊急保護で 7 日間保護し、その間に、この先の生活をどうしていくかっていうところまで市と一緒に進めさせていただいて、今は問題なく生活されております。

こういったケースが他市でも増えていまして、全くサービスを使っていない方が、夜間ひとり取り残される等のケースが発生しております。その際も、入所施設等の御協力を頂き、緊急の早朝、夜間等の受入れをしていただいて、何とか利用者が取り残されないというような対応を行っています。

この生活支援拠点の取組は、年 1 回、登録してる事業所に集まさせていただいて、説明会を行っています。緊急事案があった場合は、順番に「この施設に受けていただく」という表が作成してありまして、「受入れ可能ですか」ということを、(複数の)施設に聞かなくてもいいようなシステムをつくってありますので、市の福祉課等に相談いただければ、こういった緊急ケースに対応できる体制ができていますので、福祉課に一度ご相談ください。

続いて、裏面になります。

今後の課題ですが、(1) 基幹相談支援センターが現在 5 事業所になっているということで、この部分に関しましては、今後、市と協力しながら検討を重ねています。今後、地域を活性化していくことと、地域移行を促進していくということも考えますと、様々な関係機関との御協力もあると思いますので、今後ともよろしく願いしますとともに検討していくと。

なおかつ、(2) 相談支援体制の整備ということで、瑞浪市におきましても各市の相談事

業所がカバーしているものの、やっぱり現在1事業所しかないというところでも、どうにかもう1事業所を増やせないかということも含めて、現在検討中であります。

(3) 自立支援協議会の活性化に関しましては、次に、2か月に1回、各市の担当者と相談しながら、より専門部会が地域に開かれ、なおかつ、部会運営が当事者によって運営されていくような形を目指して話し合いを続けております。

最後になりますが、(4) 地域生活支援拠点の整備、先ほど緊急保護のことを話しましたが、今後、「体験の場」ということで地域移行を促進するためにも、当事者の方がグループホームを体験したりとか、ひとり暮らしの体験等の機会をどう創っていくかということを現在検討しています。なおかつ、強度行動障害や医療ケアが必要な方に対して、こういった支援が可能なのかということも現在検討中です。

基幹の報告は以上となります。

【座長】

説明について、ご質問があれば、お願いします。

【出席者】

障がいのある方のご家族と話をする、「今年はまだ、相談員と1回も会っていない」という話も聞か、実際、(相談員) 1人あたり担当件数は何件ぐらいですか。

【事務局(東濃基幹相談支援センター)】

相談員1人当たり、大体90件、100件弱という数字が上がっておりますが、あくまで平均で、大体70件ぐらいしか担当していない相談員とか、90件どころか20件とか10件とかの相談員もいる中で90件と出てるので、多い相談員ですと130件とか担当している相談員もいるのが現状です。

あと、先ほど「親御さんが相談員と会っていない」という話がありましたが、今年度、国の指針で「自宅訪問をなささい」とされ、我々の事業所も、90%以上の頻度で自宅訪問を行っているのですが、そういった声は少しずつ減ってくるんじゃないかと思っております。ご家庭の事情等もありますので100%とはいきませんが、自宅に行っても本人しかいなければ、家族に会えないこともあります。ただ、(介護保険上の) ケアマネは、毎月モニタリングで、利用者に会うシステムができていますが、(障害福祉の) 相談員は、例えば障がい児ですと、6か月に1回というモニタリングになっていましてケアマネと比べると会う頻度は少ないと思いますが、基本的には半年に1回か、1年に1回は(自宅訪問が) できると思っています。

【座長】

そのほか、(質問は) よろしいでしょうか。

【事務局(市)】

今、相談員の具体的な件数を出していただいたのですが、(1人あたり) 99件とか100件というのは、多大な数字であると考えます。

100人の利用者の状態と、その計画の内容を把握してマネジメントしていくということは

本当に多大な業務量だと思います。一方で、相談支援部会の中で出た意見ですが、その相談支援事業所というものも、あくまで障害福祉サービスの法律上の報酬を得て運営しているので、これが20件30件になったら、事業所運営が成立するのかなという冷静な見方もあり、適正な指標を示すことが、難しいなと感じているところです。

精通した方に伺いますと、(1人あたり)70件ぐらいが妥当じゃなかろうかというような話もあり、どれぐらいが適正かというところが分かって、初めてそこに向かって進めていけると考えています。

【座長】

そのほか、(質問は)よろしいでしょうか。

無いようですので次に移ります。

(4) その他

【座長】

その他で、何かございますか。

【出席者】

A型事業所の廃業等が騒がれていますが、私の会においても、そのような相談が山のように来ます。現状どうなっているのかと思い、「施設からどういう指導があったの」と聞くと「ハローワークに行きなさい」という内容がよく聞かれます。その辺りは、現状、どうなっているか伺いたい。

【出席者】

ハローワーク多治見の管内は多治見、土岐、瑞浪、可児、御嵩という管内になっておりまして、4月以降なんですけども、A型事業所が、A型からB型に変わるという事業所と、A型を廃止したという事業所が5事業所ございまして、A型からB型に行っても雇用保険上は退職になるので、退職扱いの方が、4月以降80人か90人ぐらい一気に増えている状況です。そのあと、A型は雇用保険に加入ができるものですから、失業給付が受給できるのですが、受給期間というのが基本的に1年間になりまして、5月に2社やめられ、8月にも2社、から5月と8月に受給が終わる方が60人ぐらいは、いらっしゃる状況です。今は、失業保険をもらって、Bの工賃をもらってという方もいらっしゃるんですけど、給付も無くなってしまうという方が出てくるのがあるので、その辺りをそろそろどうなのっていう話は、月1回認定日という雇用保険の入る日にはお話をさせていただいて、そろそろ考えていこうという話をさせていただいてる現状ですけど、就職につながっていないという現状があります。

【出席者】

一般の就労には全然つながっていないのか。

【出席者】

他のA型に移る方が1番多かったのですが、一般の会社の障害者枠にというのは、1桁の数字ぐらいの人数で、就職が20数人いらっしゃったんですけど、他のA型に行かれる方が多かったという形です。

最近、土岐市で1つA型が新しくできたという状況もありまして、就職につながるかなという期待はしている。

【出席者】

なぜA型が無くなってくるのか、説明をさせていただきたいのですが、B型は実際の売上げをみんなで分配して工賃として支払うというふうになっているので、1人当たりが全国平均で2万円ぐらいです。A型は、雇用保険に入るので、最低時給を支払わなくちゃいけない、売上げの中で給料の分を賄わなくては本来はいけないのですが、時給が1,000円を超えたというところで、なかなかそれだけの売上げを確保できない、その売上げから工賃がきちっと賄われているかどうかというところで、報酬の単価が変わってくるんです。

これが3年前まで遡って、売上げが工賃を上回ってるかどうか、それによってスコアの点数が全く変わってきて、そこで国からいただける訓練給付金の額が、大幅に変わってくるんです。当然、売上げが少ない事業所は、訓練給付金が少なくなるので、経営が成り立たなくなってくるので、事業所を廃止し、あるいはB型に転換していかなくちゃいけないというのが現状です。

時給はどんどん上げていきなさいということで、950円から去年の10月には1,001円に上がりました。その前が910円から950円、40円とか50円とか、5%ぐらいずつ、実際支払う給料っていうのは上がってくるんですけれども、実際、売上げが5%上げられるかって言ったら、なかなかそれは難しいんです。

例えば、私の事業所も請負作業をやっていますが、そこで請け負ってくる単価を、相手先の企業に、「時給をたくさん払わなくちゃいけないので、今までこれだけの金額でやってましたが、次これだけの金額に上げてください」と言っても、なかなか話が通らない。A型事業所も、売上げを上げるために大変苦勞しているところ。ただ、時給は払わなくちゃいけない。

今、うち（の事業所は）1,001円ですが、1,001円の時給に見合った作業ができる方とそうではない方、昔、780円とか800円ぐらいの時給の頃、そのぐらいの時給だったらその分の作業ができてても、これだけ時給が上がってくると、「それだけ作業能力の向上が見込まれるか」と言えば、そこまで能力も上がってこないですし、「そこまでの仕事ができる利用者というのも、少なくなってきたので、売上げを上げるのも難しい、給料を払うのも難しい、それで経営が成り立たなくなってきたというのが現状になっています。

【座長】

そのほか、（質問は）よろしいでしょうか。

無いようですので、これで議事は終了となります。

5. 閉会